

白河商工会議所における新型コロナウイルス対応のガイドライン

令和2年4月8日

1. 事業実施の前提条件

以下、3つの条件が重なった場での行動・事業実施は避ける。

①換気の悪い密室空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる

3つの条件をクリアできる環境でのみ、事業を実施することとする。

【事業等実施にあたっての注意事項】

上記「3つの条件」をクリアするため、以下のとおり対応する。

①「換気の悪い密室空間」

適宜、休憩時間を設け、会場内の換気を行う。

②「人が密集している」

出席人数を制限する（随行者の制限）など、会議規模の縮小を行う。

③「近距離での会話や発声が行われる」

会場のレイアウトについて、対面形式は極力避け、教室形式等に対応する。また、参加者同士の距離がとれるようにする。

※出席人数は、2mを目安として適切な距離を保てるようにするため、20名程度とする。

2. 当所主催の会議等について

(1) 会議、セミナー、講演会等

①参加人数に関わらず、上記「前提条件」をクリアできない会議・セミナー・講演会等については、中止もしくは延期とする。

②議事案件以外の報告事項や講演の中止または延期など、会議時間の短縮や出席人数を限定した会議規模の縮小を検討する。

<開催の際の留意事項>※下記①・②について徹底をお願いする。

①参加者が特定できるよう、必ず氏名・所属先・連絡先を把握する。

②咳や熱など風邪の症状がある場合には、参加をご遠慮いただく。

③会場での手消毒の徹底をお願いする（会場内に消毒液を設置）。

④マスクの着用をお願いする。

(2) 懇親会・交流会（飲食を伴うもの）

飲食を伴う懇親会・交流会の開催は、主催する組織の長（会頭、委員長、座長等）と相談のうえ、原則として開催を控える。

3. 当所事務局の対応について

(1) 出勤について

①事務局員本人が、当日37.5度以上の体温がある場合は、出勤を見合わせる。

②少しでも体調が良くないと感じた場合、出勤前に検温するなど、体調管理を徹底する。

③事務局員の家族等で発熱等の風邪症状がある場合、必ず事務局長に報告する。

(2) 外部会議への参加・出張等

- ①外部会議への参加、出張等については必要最低限とし、不要不急の外出は極力見合わせる。
- ②外部に行くとき及び接客をするときはマスクを着用し、外部から帰所したときは手洗いとアルコール消毒を励行する。

(3) その他

①懇親会について

プライベートを含め、極力控える。

②市外・県外への移動、海外への渡航について

プライベートを含め、自粛する。

③接客・打合せ（内部打合せ含む）について

- i) 不要不急の接客・打合せは控える。
- ii) 実施する場合は、上記「前提条件」をクリアし、「事業実施等の注意事項」の内容を踏まえて実施する。
- iii) 相手の了解をとったうえで、極力電話・メール等を使用するなど、感染防止に努める。
- iv) 少しでも体調が悪い事務局員は応対しないよう、部署内で調整する。
- v) マスクの着用、相手との距離を置くなどの対応を行うとともに、時間の短縮を心掛ける。

④会議室の利用について

- i) 会議室を利用する場合、換気のため、可能な限り扉は開放状態にする。
- ii) 利用後は利用者が消毒液を使用して、消毒を行う。

※会議室に限らず、密閉された空間（相談室）での会議、打合せ、作業等の際は、上記対応を徹底する。

⑤執務室の換気について

執務室内を平日の就業時間中、細目に換気を行う。時間帯は次のとおり。

1回目：10：00～10：15／2回目：12：00～12：15

3回目：14：00～14：15／4回目：16：00～16：15

⑥その他

手洗い、手消毒の徹底、マスクの着用を含む咳エチケット等、個人での感染防止策に努める。

4. 当所事務局員に新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者が発生した際の対応について

別途、マニュアルのとおり。

5. 白河市内に新型コロナウイルス感染症患者が発生した際の対応について

- ①正副会頭が同席する会合は見合わせる（中止、自粛、延期）。
- ②既に予定されている会合（正副会頭会議、常議員会、議員総会）は、会頭と相談のうえ、開催可否を判断する（書面審議も検討する）。